

食安発 1015 第 1 号  
平成 25 年 10 月 15 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公 印 省 略)

### 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 119 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

### 記

#### 第 1 制度の概要

都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならないとされている（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 8 条第 1 項）。また、都道府県等が当該条例を定めるに当たっては、令第 8 条第 2 項において、同項第 1 号に掲げる事項については、規則第 36 条第 1 項に定める食品衛生検査施設の設備の基準に従い定めるものとされている。

#### 第 2 改正の内容

全国市長会からの要望を受けた「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）（※）を踏まえ、規則第 36 条第

1 項を改正し、食品衛生検査施設の設備基準については、法第 29 条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県等又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備を備えなくてもよいこととする。

※「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」(平成 25 年 3 月 12 日閣議決定)  
(抜粋)

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)

食品衛生検査施設の設備基準 (機械及び器具を含む。施行規則 36 条 1 項) については、収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する一部事務の実施が、他の地方公共団体又は登録検査機関との契約等により担保されている場合には、当該事務に係る設備を備えなくてもよいとする旨の省令改正を行う。

### 第 3 留意事項

本改正における試験に関する事務の一部を委託し、当該事務に係る設備を備えないこととした場合には、夜間や休日等を含めて緊急の対応が必要な場合であっても、当該事務の実施が契約等により確保されなければならないこと。

### 第 4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。

なお、今般の省令改正に伴い、当該事務の委託を行っている都道府県等にあつては、施行日までに条例改正を行うこととなるため、遺漏なきよう御対応をお願いします。